

石狩市森林整備計画 変更計画書（案）

～豊かな自然を守り育て活かす森林づくり～



『浜益川から望む森と黄金山』

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 5年 4月 1日} \\ \text{至 令和15年 3月31日} \end{array} \right)$
(令和 8年 3月 日変更)

石 狩 市

1 変更理由

- 地域森林計画に適合させるための変更
- 施業の方法の見直しによる変更

2 変更内容

- 路網整備に関する事項の変更
- 複層林施業区域の見直し
- その他軽微な文言修正

3 変更計画が有効となる年月日

- 令和8年4月1日から適用

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、道央圏の日本海側に位置し、北は増毛町、東は新十津川町及び当別町、南は札幌市及び小樽市と隣接し、西は日本海に面した位置にあり、総面積 72,233ha のうち、森林面積は 53,359ha で林野率は 74%となっています。地勢は石狩平野の西端、石狩川最下流域は平坦地が広がった都市部を形成し、山岳地域は暑寒別連峰の一部を形成している国有林の浜益岳（1,258m）、群別岳（1,376m）が連なっていますが、一般民有林は比較的緩やかな地形となっています。気候は日本海側気候に属し、比較的気温差が小さく降水量も少ないものの風が強いのが特徴です。

本市の森林資源は次のとおりです。



R6 森林調査簿

一般民有林人工林（2,909ha）のうち、カラマツとトドマツで 86%（2,507ha）を占めていますが、26年生以上が 1,991ha と木材の利用期を迎えているものの、この内 57%（1,125ha）は間伐等が一度も行われていない未施業地となっています。この要因は、小規模分散型施業及び木材を運び出す路網の未整備等により、林業の収益性が低下し、森林所有者の森林整備意欲が減退しているものと考えられます。このことから、地域の適正な森林管理に向け、平成 22 年度には森林施業の集約化を推進する石狩市森林管理推進協議会を設立し、間伐を中心とする木材生産を行い、未整備森林の解消と木材の安定供給に向けた取り組みを進めています。

II 森林の整備に関する事項

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

【区域の設定及び施業の方法】

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法
水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）	水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺部の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の自然条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林班単位等で別表 1 の	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表 2 のとおり定めます。

	とおり定める。	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で別表1のとおり定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業 ^(注) を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とし、 当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。
快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）	飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、塵などの影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で別表1のとおり定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業 ^(注) を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とし、 当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。
保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）	保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で別表1のとおり定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業 ^(注) を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。 なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として 別表2のとおり定めることとする。

2 公益的機能別施業森林の区域に重複して設定する区域

【区域の設定及び施業の方法】

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法
水資源保全ゾーン	水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。 特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、林小班単位で 別表1のとおり 定める。	水源涵養林における森林施業を基本とし、さらなる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を定める。 また、特に急傾斜地等の土砂崩壊、又は流出する恐れのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。 施業の実施に当たっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機の使用に伴う、河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとする。 伐採跡地については、早期に確実な更新を図るものとし、 別表2のとおり定めます。

生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則 20m以上の区域を林小班単位又は小班の一部について別表1のとおり定める。	保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。 施業に実施に当たっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造林に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとし、別表2のとおり定めます。
	保護地域タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で別表1のとおり定める。	保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。 また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとし、別表2のとおり定めます。

3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

区域の設定の基準及び施業の方法

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で別表1のとおり定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

第7 作業路網その他森林整備のために必要な施設の整備に関する事項

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対 函 番 号	備 考
厚田区嶺泊地区	155.60ha	嶺泊線	1,280m	(1)	林業専用道（規格相当）
八幡町シラトカリ地区	556.10ha	八幡高岡第3線 俊別第1線	625m 1,900m	(2) (4)	林業専用道（規格相当）
浜益区川下地区	268.40ha	柏木第4線	490m	(3)	林業専用道（規格相当）
		合 計	4,295m		

3 作業路網の整備に関する事項

【一般民有林】

単位 延長：km 面積：ha

開設／拡張	種 類	区 分	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	利用 区域 面積	前 半 5カ 年の 計画 箇所	対 函 番 号	備 考
開設	自動車道		石狩市	毘砂別	0.5	1	48	○	(1)	起点：石狩市浜益区毘砂別 終点：石狩市浜益区毘砂別
開設	林業専用道		〃	嶺泊	1.3	1	61		(1)	
開設	〃		〃	八幡高岡第3線	0.6	1	22		(2)	
開設	〃		〃	柏木第4線	0.5	1	19	○	(3)	

開設	〃	〃	俊別第1線	1.9	1	67		(4)	起点：石狩市八幡町俊別 終点：石狩市八幡町俊別
	小計			4.8	5				
拡張	〃(改良)	石狩市	加賀の沢	0.8	3			(II)	局部改良
拡張	〃(改良)	〃	古潭越	0.7	9		○	(III)	法面保全
拡張	〃(改良)	〃	古潭越	0.1	1		○	(III)	局部改良
拡張	〃(改良)	〃	室蘭沢	0.8	3		○	(IV)	局部改良
拡張	〃(改良)	〃	室蘭沢	0.1	2		○	(IV)	法面保全
	小計			2.5	18				
	合計			7.3	23				

III 森林の保護に関する事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や、早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、石狩市では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

別表2中、「施業の方法」が変更となる森林の区域

【変更する理由】

複層林施業の場合、伐採率の上限が設けられているため、主伐期を迎えた森林が多くなっている本市において皆伐も施業の選択肢として備えておく必要がある。

【変更点】

「複層林施業を推進すべき森林」のうち、①保安林指定地、②上乘せゾーニング（水辺林・保護地域）設定地、③創価学会所有地を除く区域について、「長伐期施業を推進すべき森林」に変更する。

【参考～各施業方法の制限】

複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）

主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 皆伐面積：20ha 以下
 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する

択伐による複層林施業を推進すべき森林

主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下または40%以下 皆伐面積：20ha 以下
 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する

長伐期施業を推進すべき森林

主伐林齢：標準伐期齢×2×0.8以上 皆伐面積：20ha 以下

森 林 の 区 域		面積 (ha)
林班	小 班	
1	16、20、23、50、51、54～60、62～68、73、92、93、99、101	16.89
2	全域	10.62
3	1～5、7、9～14、16～21、29	10.84
4	全域	26.18
13	28、31	16.16
1002	1、2	1.40
1017	9、11、35～41、60～64、67、161、163	59.60
1037	7、67、68	0.72
1038	1～3、6～8、10、11、115、132	4.96
1055	1～23、25、26、30～39、41、43、45、106～108、114、115、126	43.90
1063	39、40	0.70
1064	37、72～74	0.75
1065	10、11、16～21、23、27、28、31、32、37、46、50、53、54、57、59、65、101、102	16.78
2002	1、22	2.26
2018	1、2	1.00
2027	49、52～56、70、82、83、96、99、100、102	6.38
2032	40、43	17.92
2047	19、24、27、36、43～51、57～62	22.14
2048	1、2、4～16、19、22～26	115.14
2049	全域	78.85
2050	1～18、20～26、28、33～40、50～57、61	59.48

335 小班 512.67ha